

第44回 身寄りのない入院患者の死亡

北海道医師会顧問弁護士 黒木 俊 郎
黒木法律事務所 弁護士 加畑 裕一郎

Q. 当院に10年以上入院している患者Aさん（80歳）が危篤状態になり、死期が迫っています。親戚がないことから、入院時の身元引受人には友人Bがなっていますが、最近Aが危篤になったことからBに連絡したところ、既に死亡していることが分かりました。

なお、Aは、日頃から「多額の預貯金や貴金属を持っている」と言っており、毎月の入院費を滞納したことはありませんが、今後の治療費は、未納となる可能性があります。このままAが死亡した場合に、当院がとるべき対策について質問します。

質問1 入院患者が死亡した場合、当院では、身元引受人や親族に連絡して死後の手続きをしていただきましたので、当院は死後手続きをした経験がありません。Aが死亡した場合、火葬や死亡届などの手続きは、当院がしなければなりませんか。

質問2 Aの死後、Aの遺産は、どうなりますか。

また、今後の治療費が払われない場合、当院は、Aの遺産から受取することはできませんか。

質問3 相続人がいない場合、遺産は国のものになると聞きました。しかし、Aは、日頃から「私を死ぬまでここに置いてくれたら、遺産は全部病院に寄付してもいい」と言っていましたから、国に取られるくらいなら、当院が受取るべきではないかと思いますが、受取る方法はないのでしょうか。

A. **回答1** 身寄りのない患者が死亡した場合、原則として市町村長が葬祭を執り行うことになっています。（墓地・埋葬等に関する法律9条1項）

ですから、病院から市町村長に連絡すれば、市町村長が葬祭を行い、葬祭費用は、死者の遺留金などの財産から支出することになります。

また、戸籍法に基づく死亡届は、戸籍法第87条の同居の親族などの届出義務者がいないことが明らかですから、病院長が行う必要があります。

回答2 Aの遺産は、本来、相続人が相続するべきものですが、相続人がいないか、存否不明の場合には、いったん市町村長の管理になります。従って、病院がAの遺産から勝手に治療費を取り立てることはできませんので、病院から市町村長に全額引渡すほかありません。そのうえで、市町村長から検察庁に通知し、検察官から家庭裁判所に「相続財産管理人選任の申立て」（民法952条）を行い、相続財産管理人が選任されたら、遺産は管理人が管理します。その場合、病院から管理人に未払治療費の債権届出をすれば、支払われることになります。

回答3 最終的に相続人がいない場合は、遺産は国庫に帰属します（民法第959条）。

しかし、その前に、病院から家庭裁判所に「特別縁故者に対する財産分与の申立」をすることができます（民法第958条の3）。本件の場合、病院が、長期間Aの療養看護に尽力していますので、裁判所が特別縁故者と認定してくれる可能性はあると思われます。

なお、最近の新聞報道によれば、故人が入所していた介護施設の申立により、裁判所が、この施設を特別縁故者と認定し、相続財産の全額（約2,200万円）を分与した裁判例が出ています。（名古屋高裁金沢支部平成28年11月28日決定）

質 疑 応 答

院 長：当院が特別縁故者として遺産の分与を受けるためには、どうすればいいでしょうか。

弁護士：まず、家庭裁判所に「特別縁故者に対する財産分与の申立」をする必要があります。しかし、特別縁故者と認めてもらうためには、単に長年入院させていたというだけでなく、「特に親身になってAさんの療養看護に努めてきた」という特別な事情が必要です。

院 長：Aさんが元気な時には「この病院には長年お世話になったし、看護師さんも優しいので、死ぬまでここに居たい。私を死ぬまで置いてくれたら、遺産は全部病院に寄付してもいい」と言っていました。このような話は、特別な事情になりますか。

弁護士：この話を裏付ける証拠があるなら、特別縁故者と認められる可能性が強くなります。

院 長：参考裁判例の場合、裁判所は、どんな理由で介護施設を特別縁故者と認めたのでしょうか。

弁護士：新聞報道では、この施設は、長年にわたり献身的な介護をただけでなく、葬儀や永代供養までしたこと、この施設の利用料が安かったため入所者の財産が増加したこと、などの事情が考慮されたようです。

院 長：そうすると、Aさんが死亡した場合、当院が費用を出して葬儀や永代供養をしてあげた方がよさそうですね。

弁護士：そこまでして上げれば、特別縁故者と認定されるうえで有利な事情にはなるでしょう。しかし、本件の場合、Aさんの元気なうちに「遺産は全額病院に遺贈する」という遺言書を書いてもらっておいた方が、確実でしたね。

院 長：なるほど。遺贈の遺言書があれば、特別縁故者に対する財産分与の申立など必要ないですね。

弁護士：その通りです。患者からの寄付や遺言書（遺贈）に関する詳しい解説は、最新・医事紛争Q&A第39回を参照して下さい。

参考法令

墓地・埋葬等に関する法律第9条1項

死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行

なわなければならない。

戸籍法第86条第1項

死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡があったときは、その事実を知った日から3箇月以内）に、これをしなければならない。

戸籍法第87条

1項 左の者は、その順序に従って、死亡の届出をしなければならない。但し、順序にかかわらず届出をすることができる。

第一 同居の親族

第二 その他の同居者

第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

2項 死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人も、これを行うことができる。

民法第958条の3第1項

前条の場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者の請求によって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。

民法第959条

前条の規定により処分されなかった相続財産は、国庫に帰属する。（以下、省略）

参考裁判例

名古屋高裁金沢支部平成28年11月28日決定

障害者支援施設に35年間入所し、68歳で亡くなった身寄りのない男性の遺産をめぐる、施設を運営する社会福祉法人が「特別縁故者」にあたるとして財産分与を求めた事案。裁判所は、施設が長年にわたり男性が快適に暮らせるよう献身的な介護を続けていたこと、葬儀や永代供養などのサービスが通常期待されるサービスの程度を超え、近親者の行う世話に匹敵していたこと、男性が預金を蓄えることができたのは施設利用料の安さが大きく寄与していること、などを認定した。そのうえで、介護施設を「特別縁故者」として、相続財産の全額である約2,200万円を分与するべきと判断した。